

平成 30 年度 第 2 回鏡川清流保全審議会 会議録（要旨）

◇日時 平成 30 年 10 月 31 日（水）13：30 から 15：45 まで

◇場所 高知市たかじょう庁舎 3 階会議室

◇出席者

〔委員〕 兼松方彦会長， 關伸吾職務代理者， 黒笹慈幾委員， 奥村栄朗委員， 中嶋澄恵委員，
堀澤栄委員， 松浦秀俊委員， 森下信夫委員， 吉富慎作委員
(代理委員＝森下正夫代理委員（高橋英雄委員）)

－以上， 委員 10 名出席で審議会成立－

(欠席委員＝高橋徹委員， 玉里恵美子委員)

〔事務局〕 宮村環境部長， 今西環境部副部長， 児玉環境政策課長，
高橋環境政策課長補佐， 山中自然保護担当係長，
依光主任， 宮本主査補

〔業務受託者〕 (株) 西日本科学技術研究所 押岡・松熊（計 2 名）

◇議題 鏡川中上流域の開発行為に伴う課題及び配慮等について

【審議事項】

- 1 鏡川清流保全区域指定検討業務について（資料①）
- 2 鏡川中上流域の開発行為に見られる課題について（資料②・③）
- 3 高知市が考える鏡川中上流域の規制・誘導の方向性について（資料④）

【質疑応答】

- 1 鏡川清流保全区域指定検討業務について

<資料①>

審議委員：諮問・答申， 提言という言葉についての説明をして欲しい。

⇒諮問・答申とは， 委員の皆様以案を示し， 答えをいただくもの。 提言とは， 審議会の意見を市に示し， 具体的に検討するための材料とするもの。（事務局）

<資料①>

審議委員：諮問・答申から提言書というかたちへの変更は， 1 年先延ばしになったということか。

⇒猶予ができたということだろう。（審議委員）

【質疑応答】

- 2 鏡川中上流域の開発行為に見られる課題について（資料②・③）

<資料③：事案 1 >

審議委員：事案 1 に関しては， 敢えて， 根を残して施工したがために， 林地開発許可申請の必要がなくなったということであれば， 現行の仕組みがおかしいのではないか。 事案 1 の本当の課題は， そういったルールづくりができていないことなのではないか。 現状の法制度では， 性悪説の事業者の行為を防ぐことができない。

⇒森林法において開発行為とは、土地の形質を変える行為ということで定義されている。木を切ったとしても、その根を抜かない限り開発に着手できないので、抜根どころではなく、土地を改変する行為かどうかポイントになっている。(審議委員)

<資料③：事案1>

審議委員：伐採届には、伐採後の活用方法を示さなくもよいのか。

⇒造林計画等、その後の活用についても示すようになっている。(事務局)

<資料③：事案1>

審議委員：事案1の経過①から経過④までの届出の窓口はどこになっているのか。

⇒鏡地域振興課，都市計画課，環境政策課となっている。(事務局)

⇒悪いことを考える人にとって都合の良いシステムになっている。(審議委員)

<資料③：事案1>

審議委員：関係課の連携はどうなっているのか。

⇒関係課のいずれかが情報を掴むと協議の場を作り，情報交換を行っている(事務局)

<資料③：事案2>

審議委員：建設残土を捨てる目的なのに資材置場と言ってもいいのか。届出の内容とその実態に差異があっても、問題はないのか。

⇒建設残土は廃棄物ではないので、建設残土を捨てる場合でも土地の造成でいう盛土という扱いになる。(事務局)

<資料③：事案2>

審議委員：市民からの通報がなければ、もっと対応が遅れた可能性があるということか。

⇒はい。(事務局)

⇒地元の人の目がすごく重要。(審議委員)

<資料③：事案3>

審議委員：枠囲みのないところにも太陽光パネルが設置されている。赤・青の枠囲みの箇所は、この事業者が事業拡張を行ったということか。

⇒枠囲みのない箇所の太陽光については、枠囲みのある事業者と別の事業者が設置している。(事務局)

<資料③：事案3>

審議委員：地権者は共通なのか。

⇒地権者については、詳細を把握していない。(事務局)

<資料③：事案3>

審議委員：市街地から見える場所に太陽光パネルが設置されていること自体に違和感がある。市民の無関心を表している。

<資料③：事案3>

審議委員：地権者が同じであれば、裏で繋がっている可能性もあるのではないかな。

これまでのように対処療法ばかりやっていると、根本的な解決にはならない。

開発による濁水を完全に防ぐことが不可能であれば、開発ができない雰囲気までもっていかないと太陽光パネルが設置されなくなるような事例はなくなるのではないかな。

<資料③：事案3>

審議委員：平成26年当時に濁水での問題がなかったのであれば、平成28年の事例についても、濁水を出さずに工事できた可能性があるのではないかな。これは、予測すべきことであって、今後も十二分に考える必要がある。

<資料④>

審議委員：資料の文言から事業者の手間を増加させることがよくないという価値観があるように感じる。審議会としては、手間を増やすことが必要という意見が多いと思う。手間がかかることが開発抑制につながるというベクトルを考えなければいけない。

<資料④>

審議委員：許可制の導入が難しい理由は、事例が少なく明確な審査基準を作成することが難しいということが理由なのか。それとも、訴訟リスクのことを考えて難しいと言っているのか。
⇒これまでの事例では、具体的な審査基準を作ることが難しいという理由。今後も事例を蓄積し、深めていく手法が現実的と考えた。

<資料④>

審議委員：鏡川清流保全条例は、鏡川は大切な資源だと市民全員が強く意識して取り組むための一種の憲法のようなもの。将来想定される事態に対しても備えるという視点も持って意見を聞くべき。

最終的には、市民の応援がないと成り立たないので、どうしたら応援をもらえるのかということも考えるべき。

⇒やはり、市民の後ろ盾が必要であり、最大の抑制力になる。(審議委員)

<資料④>

審議委員：どんなに規制をかけても、悪意があれば破られる。届出がゴールではない。

市民に対して、届出を積極的に情報公開していく必要がある。市は、届出を公表していることを積極的に宣伝すべき。

届出を公表することは、配慮指針を尊重する業者にとってはアピールするチャンスでもある。そういうことを考えれば、事務手続きの手間を増加させてしまうようなマイナスの評価を市が出す必要はないのではないかな。

<資料④>

審議委員：届出のあった図面と事業の完成形は同じものになるのか。不測の事態が起こった場合は、どうするのか。

⇒今回の条例改正で行政の目、市民の目での監視を踏まえた公表制度の導入及び立入権限

を設定し、権限の下での現地確認を検討している。その結果、届出内容と違う場合には、口頭・文書での行政指導、勧告ということを想定している。(事務局)

<資料④>

審議委員：事業者が書類を書くことは当然だと考える。なにを手間だと考えているのか。

⇒書類作成の手間もあるが、事業者にとっての時間の手間をいうことを考えている。都市計画課でのことを例にすれば、事前協議の時間がかかり、施工のスケジュールについての苦情が多いと聞いている。

鏡川清流保全条例では、濁水に注目し、施工手順を示した工程表を必要書類としたいと考えている。(事務局)

<資料④>

審議委員：鏡川清流保全条例での届出の窓口は環境政策課なのか。届出を受理した後、なんらかの事態が発生した場合、庁内での情報交換・対策・指導など迅速に連携するシステムまで考えているのか。

⇒窓口は環境政策課。新たな鏡川清流保全条例の届出でも、都市計画課、新エネルギー推進課、鏡地域振興課との協議の場を活かしながら、連携していく。(事務局)

<資料④>

審議委員：開発を推進したい部局と開発を止めたい部局でベクトルを一本化することは困難ではないか。関係各部署が一体でワンストップする体制を考える必要がある。

今回の条例改正では、市民を巻き込まなければいけない。市民参加の監視の仕組みを考えていくべきではないか。主体的に市民が鏡川の環境保全について関わってもらうためのきっかけとしての市民参加の仕組みを考えていくべきだと考える。

<資料④>

審議委員：鏡川は、土佐山・鏡の人達だけでなく、高知市に住む人全員で見張ることも重要。

<資料④>

審議委員：行政と連携ということで、県・市の協同というところではどうか。

⇒市町村と県との連携ということ言えば、今後も更に強化していくべき。現在も林地開発に発展しそうな事例においては、事前に市町村から県へ情報を入れてもらっている。(審議委員)

<資料④>

審議委員：どういう過程で届出内容が可とされたのか、担当によって対応が違うという事態を避けるためにも、市民・審議会など外部からチェックできるような仕組みが必要ではないか。

⇒画一的に判断するために審査基準を作り、それに基づいてチェックすることが原則となっている。そのため、担当によって対応が違うということはない。担当によって、解釈が異なることは予想される。今回の条例改正に際して、解釈を統一するためにも条例の解釈指針を示し、ホームページ等で外部へ公表することも検討している。(事務局)

<資料④>

審議委員：鏡川の場合、流域全部の人が地区の住民となる。市民全員が関係者という意識を持つ必要がある。

監視の目を持つ人の数を増やす必要がある。そのためには、どうするべきなのかということ議論の場に挙げていただきたい。

<資料④>

審議委員：大岐の浜では、住民の反対によって太陽光パネルの設置を回避することができたが、これは稀有な事例。

行政は制度だけ作って終わりとならないようにする必要がある。地域の方や地権者の声をバックアップできる届出制にし、地元がこれをきっかけに流域の環境を意識するようになり、事業者はどういう作り方にしないといけないか考える制度にしていてもらいたい。

<資料④>

審議委員：開発行為を行う事業者だけでなく、行政そのものが市民の目に晒されるということを感じてもらいたい。行政は後ろ向きにならず、覚悟を持って、市民の声に答えていく必要がある。

<資料④>

審議委員：市民の目を向けるためにも、観光の要素など市民意識を作るためにお金をかけるだけでなく、お金が入ってくるような仕組みなどについても、審議会でも検討すべきだと思う。

基本計画の中でも鏡川は100年後の未来を考えるための環境軸と記載があり、市民憲章にも鏡川は清潔なまちのシンボルと宣言されている。提言を行うにあたって、高知市がなにを最上位に考え、なにを目指しているのかを示して欲しい。

⇒高知市総合計画においても環境をトップに置き、現在も環境維新ということで取り組んでおり、鏡川清流保全に重きを置いていると考える。(事務局)

<資料④>

審議委員：鏡川は、県都を流れていながら自然が多く残り、子どもたちが遊ぶことができる特別な川。高知市民だけでなく、県民全体が誇るべき重要な川で、高知県が誇るべき至宝だと考える。そういった視点と市民参加の担保ということを考えてもらいたい。

<資料④>

審議委員：ミチゲーションという考えの下で、恩恵をどう返すかということも投げかける必要があるのではないか。

<資料④>

審議委員：届出制でベストな回答を探っていこうという心意気を見ることができた。事業者や市民の心意気を育てて、環境保全に資する良い方向に進めてもらいたい。

<資料④>

審議委員：現在の職員には、かなりの情報量があると思うが、後々、この配慮指針に流されてしまわないように、常に市民の目が入るかたちにしてもらいたい。

届出制については賛成。現在、中山間は疲弊している。今後、開発が必要なことも出てくるだろう。そういった際に、対応できる制度にしてもらいたい。

<資料④>

審議委員：配慮指針は理念とは、別立てでつくられるものなのか。

⇒別立てを考えている。(事務局)

<資料④>

審議委員：これまでの経過から、届出に該当しそうな件数はどれくらいか。

⇒20件程度が上限と想定している。(事務局)

<資料④>

審議委員：今後は、市民にとって恩恵がない開発だけでなく、観光系の市民にも関わりのある開発が想定される。そういったウェルカムなかたちの開発を想定しておく必要がある。

何も持って濁水とするのか、判断基準を明確にすること。

グッドプラクティスを積み重ねて、レベルアップを望む。

<資料④>

審議委員：届出制に対する不安はある。強制力の弱さにどう対応するのか。絶対に譲れないことを明確にし、審議会全員で共有する必要がある。

鏡川の監視には、近隣・市民の目が非常に大切。川に触れる機会を鏡川でも頻繁に作る事ができれば、監視の目が広まっていくのではないか。